

4. 人の^わ環づくり物語 ～「情報」と「教育・学習」と「交流」のミニスパイラル～

(1) 現状と課題

- ★「まちづくり・川づくり協議会」や「緑とエコ・サポーターネット」、「たきかわ環境フォーラム」など市民団体による環境活動が活発に行われ、自然環境の保全や環境教育など大きな役割を果たしています。
- ★総合的な学習の時間など授業における環境学習、市民団体による自然体験学習など、子供たちの環境教育が盛んに行われています。
- ★環境に関わる情報を一元化し、さらに市民にわかりやすい形で伝える必要があります。年次報告書の発行やインターネット、広報紙など情報ツールを駆使して、必要な情報が十分にいきわたるよう対策を講じる必要があります。
- ★今日、環境問題への市民意識は高まっていますが、一方で自ら参加し行動することについては、まだまだ十分とはいえません。市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践するようさらに意識を高める必要があります。



高校生による環境フォーラム



新エネルギー教室

(2) 人の環づくり物語のあらすじ

現状と課題を踏まえ、2015年を目標に以下のようなまちの姿を目指します。

これまでに描いた3つの物語が筋書きどおり進行するためには、「人の環づくり」が欠かせません。

物語の登場人物である市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、お互いに協力しなければならないのです。

私たちは、「知ること＝興味を持つこと」から始まり、「学習」「教育」を通じて環境に配慮した行動を身に付けていきます。さらには、「参加」や「交流」といった人と人のつながりのなかでお互いを理解し、仲間を増やすことで環境配慮に広がりが出てくるのです。その第一歩として、必要な情報が行きわたる、必要なときに情報が得られる、そんな当たり前のことを実現する取り組みをはじめました。

そして、子どもから大人までそれぞれの世代や場面に応じた環境教育が行われています。家庭では、食事や買い物、遊び、家事を通じて環境に配慮した暮らしの知恵を学び、学校では、総合的な学習の時間や社会科、理科、体験的な学習を通じて知識を習得しています。環境に配慮した行動が習慣となり日常的に実践できるよう学校生活のなかでごみの分別や電気の節約に取り組んでいます。

職場では従業員の環境教育が行われ、事業活動のなかで実践されています。そして地域では、清掃活動や人々の交流を通じてパートナーシップが形成されています。あらゆる場面で人と人がつながり、お互いの環境意識が育まれているのです。このような意識の醸成は長い時間を要するもので、終着点はありません。

そして2015年、情報が行き交い、人々が交流し、お互いに学びあう、そんな「人々の環」が滝川に形成されています。

目標数値の設定

【環境学習リーダーの人数】平成18～27年度度累積 100人

【環境市民大会の参加者数】100人／回

※p24「目標数値の考え方」を参照

【環1】物語の展開とシナリオ管理
に向けて、登場人物に必要な
情報をゆきわたらせる

人の環づくり

【環2】環境体験の物語の現場にお
ける多様な環境学習を推進する

【環3】人々の交流が「人の環」を形成
し、物語を次のステージに押し
上げる

(3) 物語実現のシナリオ

前述の物語を実現するための施策及び手順、さらに市民、事業者、行政の行動内容を主体別に示します。

4 人の^わ環づくり物語

※ 1歩 マークは、誰もが最初に取り組み始める項目を示しています。

環1 物語の展開とシナリオ管理に向けて、登場人物に必要な情報をゆきわたらせる

- ワンストップ(1か所ですむ) 情報窓口センターの設置
 - ・各種情報媒体の活用
 - ・インターネットを活用し、情報と連絡体制の共有、活性化を図る
 - ・活動参加の市民やグループなど相互のネットワーク強化
 - ・事業所などの環境情報を集積
 - ・情報内容の充実と更新による最新情報の整備

- 地域環境情報の集積と共有
 - ・環境モニターの設置
 - ・地区別環境データの集積と公開
 - ・環境地図の普及啓発
 - ・環境情報紙のコンテスト実施

1歩

登場人物の役割		
市民	事業者	行政
・市民参加で情報窓口機能のあり方検討 ↓ 市民活動情報を集約する方策の検討 ↓ 団体間など情報交換の場を設置 ↓ 事業所の環境活動情報との連携構築 ↓ 運営体制の検討 ●ワンストップ情報窓口センターの発足	・事業所の環境情報の集約方法検討 ↓ 取りまとめ機関の設置検討 ↓ 各事業所の取り組み内容の集約化 ↓ 市民情報ネットワークへの接続検討 ↓ ワンストップ情報窓口センターに参加	・情報窓口センターの構想検討 ↓ 情報のネットワーク化支援 ↓ 市民と事業所の連携支援 ↓ 運営体制のサポート検討 ↓ センターの運営
↓	↓	↓
・情報窓口センターの拠点活動の展開 ↓ 地区別に環境ウォッチングの実践 ↓ ウォッチング結果のマップづくり ↓ 環境情報誌の制作・発行 ↓ 環境情報を収集	・事業所の環境活動の結果とりまとめ ↓ 簡易版環境報告書の作成と公表 ↓ 環境報告書のデータベース化	・環境情報データベースの体系検討 ↓ 行政に関する環境情報の集約 ↓ 市民と事業所の情報の体系化 ↓ 情報体系の運営システム構築 ●環境情報データベースの構築・運用

環2 環境体験の現場における多様な環境学習を推進する

- 環境学習リーダーを育成し、物語登場人物の層を膨らます
 - ・参加市民、学校教育者、学生生徒の中から環境学習リーダーを育成
 - ・環境学習リーダー育成のプログラムや教材の開発
 - ・外部講師や地元住民の専門領域のノウハウを活用する仕組みづくり

- 環境学習の多様な展開により、環境意識を向上させる
 - ・地域、学校、職場、市民グループの環境学習プログラム開発と実践普及
 - ・環境学習活動成果の情報収集と市民活動情報の共有化推進
 - ・活動成果の公表、作品展示などにより活動意欲を刺激
 - ・環境学習支援基金の創設検討

1歩

登場人物の役割		
市民	事業者	行政
・環境学習リーダーを市民の中で育成 ↓ 実践参加の市民からリーダー育成の試み ↓ リーダー育成プログラムの実践 ●外部ノウハウ活用の仕組みづくりに参加	・環境学習リーダー育成プログラムに協力 ↓ 環境学習支援基金への協力	・環境学習リーダー育成プログラム作成 ↓ リーダー育成プログラムの運用 ↓ 外部のノウハウ導入支援 ●環境学習リーダーの活動プログラム運用
↓	↓	↓
・市民による環境学習プログラムの作成 ↓ プログラム作成の参考事例収集と検討 ↓ 参加実践したいプログラムの市民公募 ●環境学習プログラムの実践参加運用 ↓ 環境学習支援基金への参加	・環境学習プログラムの市民作成に協力	・環境学習プログラムを市民と協働で作成 ↓ 参考事例の情報収集と提供 ↓ プログラム実施の支援 ↓ 環境学習支援基金の設置



環3 人々の交流が「人の環」を形成し、物語を次のステージに押し上げる

■市民・事業者・行政の環を形成する

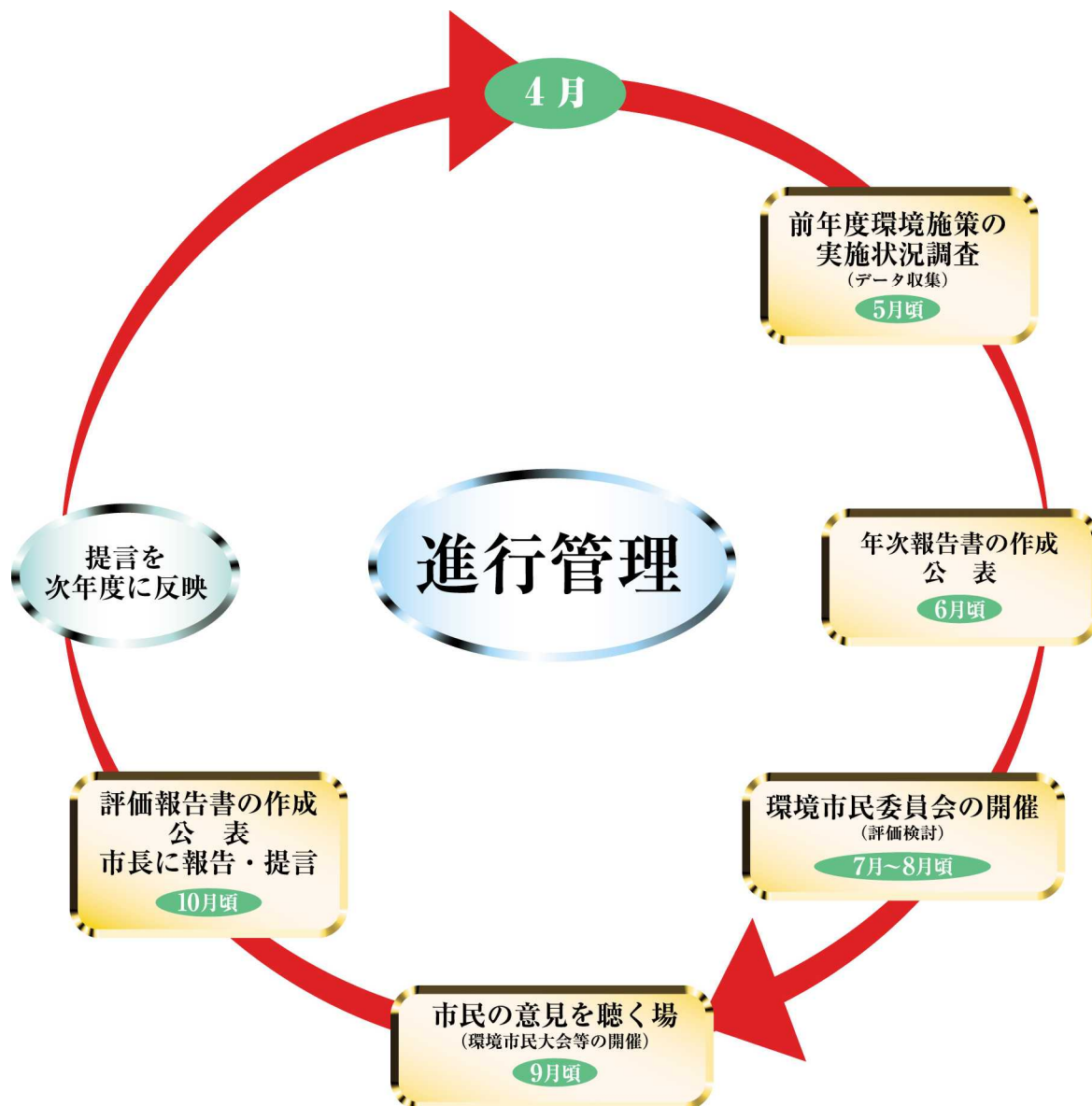
- ・学生の意識向上と環境活動を推進するスクール環境サミットの開催
- ・情報を幅広く市民が共有し、参加の機会を広げる環境市民大会の開催

たきかわ「環のまち」物語は、次のステージに引き継がれる・・・

登場人物の役割		
市民	事業者	行政
●協働で環境市民大会の企画・準備・運営	・環境市民大会の準備・運営に協力	●協働で環境市民大会の企画・準備・運営
↓	↓	↓
●環境市民大会の成果をもとに次の展開へ	●環境市民大会の成果をもとに次の展開へ	●環境市民大会の成果をもとに次の展開へ

第4章 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、年間のサイクル（周期）を設定し、目標達成のために行われた内容や計画の進捗状況などについて滝川市環境市民委員会が評価検討を行い、さらに市民意見を聴いたうえで次年度以降に反映していきます。



(1) 1人当たりのごみ排出量

【数値目標】 平成27年度 750g/人・日 ← 平成16年度 935g/人・日

◇計算式 1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日) =

ごみ総排出量 (t) / 総人口(人) / 365or366 (日) × 10⁶ (g/t)

[16年度]	15,597	45,685	365
[27年度]	11,273	41,181	366

※平成27年度の総人口は、滝川市独自推計による。

◆数値目標設定の考え方◆

平成15年度より新たなごみの分別収集（リサイクルの稼働）に変更したことで大幅にごみ量が減少した。変更直後の平成15年度実績に比べて16年度はやや増加したが、変更前の駆け込み処理に伴う減少などを差し引くと、16年度にほぼ安定水準に至ったものと想定される。今後は環境基本計画の施策効果や市民努力を見込み、16年度実績から約2割削減する目標を設定した。

(2) リサイクル率

【数値目標】 平成27年度 30.0% ← 平成16年度 21.7%

◇計算式 リサイクル率 (%) =

(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量) × 100

[16年度]	0	1,241	2,740	15,597	2,740
[27年度]	0	1,691	2,466	11,273	2,466

※1 約1割減少する推計人口に基づき、資源回収量も約1割減少すると見込んだ。

※2 16年度は「ごみの総処理量」の約8%が「中間処理後再生利用量」となっており、27年度までにこの割合を約15%にすることとして数値を設定した。

◆数値目標設定の考え方◆

平成15年度より新たなごみの分別収集（リサイクルの稼働）に変更したことで大幅にリサイクル率が上昇した。平成15年度は、堆肥などの資源物が発生する生ごみメタン発酵施設の稼働が8月以降（リサイクルへのごみ搬入は4月から）であったのに対し、16年度は年間通じて稼働していることからさらにリサイクル率が上昇した。今後は、ごみ量全体の削減や資源物の分別徹底、拠点回収の充実などにより30.0%のリサイクル率を目指すものとした。

なお、計算式の定義上、可燃ごみの燃焼に伴う熱回収及び生ごみメタン発酵により発生するバイオガスを資源量として計上していない。

(3) バイオマス資源の利用率

■【数値目標】 ■ ※ 18年度中に策定予定のバイオマスタウン構想において数値目標を設定する。

◆数値目標設定の考え方◆

※ バイオマスタウン構想の策定にあたっては、廃棄物系バイオマスを90%以上利用するか、または未利用系バイオマスを40%以上利用することが条件となる。廃棄物系バイオマスのうち、生ごみについてはメタン発酵施設の稼働により、利活用が進んでいる。

(4) 省エネモニターのCO₂削減量

■【数値目標】 ■ 前年比で平均6%削減

◇方 法

概ね30～50人の省エネモニターを募集し、電気・ガス・水道・灯油・自動車燃料の消費量を記載のうえCO₂排出量を算出する。○月～○月など時期限定であってもよいが、複数年にわたって記載しその削減量を把握する。記載にあたっては、数値に加えて削減努力の内容について報告してもらい、効果的な方法については周知に努めるものとする。

◆数値目標設定の考え方◆

国が推進する「チームマイナス6%」にちなんで、平均6%の削減目標とする。

(5) 農業体験年間参加者数

■【数値目標】 ■ 平成27年度 1,500人/年 ← (平成17年度 1,193人/年)

◆数値目標設定の考え方◆

市内小・中学校の農業体験授業や修学旅行生、都市住民等の受入れにより、農業・農村環境についての理解を深める。受入れ農家の協力を得るなかで、段階的に体験機会を拡大する。

年 度	参加者数	年 度	参加者数	年 度	参加者数
13 年度	—	18 年度	1,350 人	23 年度	1,450 人
14 年度	—	19 年度	1,350 人	24 年度	1,450 人
15 年度	—	20 年度	1,400 人	25 年度	1,450 人
16 年度	—	21 年度	1,400 人	26 年度	1,500 人
17 年度	1,193 人	22 年度	1,400 人	27 年度	1,500 人

(6) 「石狩川ルネサンスの森市民植樹祭」植樹本数

■【数値目標】 平成18～27年度累計 7,700本 ← (平成17年度単年度 500本)

◆数値目標設定の考え方◆

CO₂削減に寄与し市民共有の財産でもある森林整備を市民参加により拡大する。

年 度	植樹本数	年 度	植樹本数	年 度	植樹本数
13 年度	2,263 本	18 年度	2,000 本	23 年度	600 本
14 年度	820 本	19 年度	500 本	24 年度	700 本
15 年度	400 本	20 年度	500 本	25 年度	700 本
16 年度	500 本	21 年度	500 本	26 年度	800 本
17 年度	500 本	22 年度	600 本	27 年度	800 本

※1 18年度は北海道植樹祭

※2 23年度以降の植樹場所は未定

(7) 環境学習リーダーの人数

■【数値目標】 平成18～27年度累計 100人

◇方 法

シリーズ講座等を開催し、一定回数以上の受講者を環境学習リーダーとして認定する。環境学習リーダーは地域・団体等において講師を務めるなど、環境にやさしいまちづくり推進の役割を果たす。

◆数値目標設定の考え方◆

年間10人程度の環境学習リーダーを育成するものとし、10年間で累計100人を目標にする。

(8) 環境市民大会の参加者数

■【数値目標】 100人／回

◇方 法

「環境基本計画」進行管理のため年間サイクルに位置づけた（仮称）環境市民大会を年1回開催する。市民から環境に関する意見を聴く場として、各種催しと組み合わせる等工夫して参加者の拡大を図る。

◆数値目標設定の考え方◆

1回あたり100人以上の参加を見込む。

資料2 滝川市環境市民委員会の開催経過

開催日	回	内 容
平成16年12月 1日	第1回	委嘱状交付、スケジュールの検討
平成17年 1月26日	第2回	課題整理、ビジョンの検討
2月23日	第3回	環境キーワードの発表（グループ討議）
3月30日	第4回	環境キーワードの整理、施策展開の検討①
4月28日	第5回	キーワードに基づく施策展開の検討②
5月25日	第6回	キーワードに基づく「物語」の検討①
6月28日	第7回	キーワードに基づく「物語」の検討②
7月27日	第8回	計画骨子の検討①
8月24日	第9回	計画骨子の検討②
9月28日	第10回	計画骨子の検討③
12月 2日	第11回	計画素案の検討①
平成18年 3月 3日	第12回	計画素案の検討②

資料3 滝川市環境市民委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委員長	明円 直志	滝川通運(株)・(株)明円ソフト開発・明円工業(株) 代表取締役
副委員長	浦野 豊	拓殖大学北海道短期大学 環境農学科専任講師
委 員	石塚 信彦	滝川市立東小学校 教頭
	山田 清美	北海道空知支庁 環境保全推進委員
	中野美規子	中野ふぁーむ
	佐藤 武	滝川市衛生推進協議会 会長
	大尻 チエ	滝川消費者協会
	菊田 勝	とんぼの会会長・JAたきかわミニトマト生産組合 組合長
	中村 京子	北海道空知支庁 環境保全推進委員 (公募)
	渡辺 勉	道都大学美術学部デザイン学科 助教授 (公募)



環境市民委員会の様子

わたしたちのまち滝川は、石狩川と空知川に育^{はぐ}まれた豊かな大地と自然の恵みを受けて、健康で文化的なまちとして発展してきました。

しかし、今、人々の営みは、豊かな自然や調和のとれた地球環境に大きな影響を与えています。

21世紀を迎え、わたしたちは、地域の優れた環境を再生し、美しい地球を未来に引き継ぐため、環境にやさしいまちづくりに努めることを誓います。

平成 15 年 1 月 1 日

滝 川 市

資料5 滝川市環境基本条例

制 定 平成 16 年 9 月 17 日 条例第 18 号

(目次)

前 文

第 1 章 総則（第 1 条―第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創出に関する基本的施策（第 8 条―第 26 条）

第 3 章 市民参加の制度的保証（第 27 条―第 30 条）

附 則

滝川市は、北海道のほぼ中央に位置し、石狩川と空知川によって育まれた肥よくな大地と四季折々の豊かな自然を背景に、様々な都市機能を有する中空知の中核都市として発展してきた。

しかし、経済的発展や都市化の進展によって私たちの生活が便利になった反面、人々の営みが身近な環境を汚染すると同時に、広域的な生態系や地球規模の環境にまで影響を及ぼすようになった。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受けることが必要であり、豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

そのためには、私たちのあらゆる行動が環境に影響を与えることを自覚し、それぞれの主体が互いに協力し合い、環境への負荷の低減に努めなければならない。

このような認識の下、私たちは自らが参加し、地域の特性を生かした環境の保全と創出に努め、環境と経済が調和する持続可能な社会の実現を目指して、ここに滝川市環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創出に関する基本理念を定め、並びに市民、市民団体、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的にその施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創出は、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創出は、河川をはじめとするあらゆる水環境の保全及び人と自然の共生に向けて、積極的に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創出は、環境に優しい持続可能な農業の促進に向けて、積極的に推進されなければならない。

4 環境の保全及び創出は、市民の主体的な参加と自主的な取組の下、積極的に推進されなければならない。

(各主体の連携)

第3条 市民、市民団体、事業者及び市は、それぞれの役割の中で、環境の保全及び創出についての責務を果たすとともに、互いに公平かつ対等の立場で連携していかなければならない。

2 市民、市民団体及び事業者は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、第2条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、自ら環境の保全及び創出に努めなければならない。

(市民団体の責務)

第5条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に関する活動が円滑に進められるように市民が参加できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民団体は、環境の保全及び創出に関する活動を積極的に推進するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生じる公害を防止し、良好な環境を保全するために自ら適切な措置を講じなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に関する基本的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境への配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(広域的な環境保全)

第9条 市は、自らが策定する施策について、市域のみならず、広域的な観点に立って、環境保全が図られるように努めるとともに、広域的な策定及び実施を必要とする施策については、国や他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(環境基本計画及び地域行動計画の策定)

第10条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を計画的に推進するため、環境基本計画を策定し、環境の保全及び創出に関する長期的な目標並びに施策の基本的な事項について定めるものとする。

2 市は、環境基本計画と併せて、各主体別の行動内容を示す地域行動計画を策定するものとする。

3 市は、環境基本計画及び地域行動計画（以下「環境基本計画等」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、市民、市民団体及び事業者の意見を聴かなければならない。

4 市は、環境基本計画等を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画等の変更について準用する。

（年次報告書の作成及び公表）

第11条 市は、毎年、市民に環境の状況、環境への負荷の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

（経済的負担）

第12条 市は、環境の保全及び創出のため、適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずることができるものとする。

（施設の整備）

第13条 市は、環境の保全及び創出に関する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第14条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、体制の整備その他の措置を講じなければならない。

（財政上の措置）

第15条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第16条 市は、環境の保全及び創出に関する情報を適切に収集し、提供するように努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の支援）

第17条 市は、市民、市民団体及び事業者による環境の保全及び創出に関する自発的な活動がより効果的に促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

（良好な水環境の保全等）

第19条 市は、河川等の良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（森林及び緑地の保全等）

第20条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全と調和した農業の促進）

第 21 条 市は、環境への負荷の低減及び安全な食糧の生産を図るため、肥料及び農薬の適正な使用その他の措置により、環境の保全と調和した農業が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（公害の防止）

第 22 条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講ずるものとする。

（化学物質に関する情報の収集等）

第 23 条 市は、人の健康を損なうおそれがある化学物質について情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境美化の促進等）

第 24 条 市は、環境美化の促進及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等の推進）

第 25 条 市は、市民、市民団体及び事業者が、環境の保全及び創出についての理解を深め、活動が促進されるように環境の保全及び創出に関する教育及び学習を推進するための必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境保全の推進）

第 26 条 市は、市民、市民団体及び事業者と協力して、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第 3 章 市民参加の制度的保証

（市民の意見を聴く場の設置）

第 27 条 市長は、良好な環境の保全及び創出に関する基本的な施策の策定及び実施状況に関し、定期的に市民から環境保全上の意見を聴く場を設けなければならない。

（滝川市環境市民委員会の設置）

第 28 条 環境基本計画等の策定及び変更にかかわる調査審議を行い、環境基本計画等に基づき実施される施策等に関し、その成果及び実施状況について評価検討を行うため、滝川市環境市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、市民並びに市民団体及び事業者から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに公募により選出された者により構成し、市長が委嘱する。

（委員会の提言）

第 29 条 委員会は、市長に対し、委員会において調整された意見等を提言するものとする。

2 市長は、前項の規定による提言を受けたときは、その内容を尊重して適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（委任）

第 30 条 前 2 条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

たきかわ「^わ環のまち」物語
～滝川市環境基本計画・地域行動計画～
平成18年3月 発行

◆問い合わせ◆

滝川市市民生活部くらし支援課（旧 環境課）
〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号
TEL 0125-23-1234（代表）
FAX 0125-24-0154

滝川市公式ホームページ <http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/index.jsp>